自転車置場使用細則

グリフィン横浜・桜木町管理組合管理規約第 18 条に基づき、自転車置場の使用に関して次のとおり自転車置場使用細則を定める。

第 1 条（自転車置場の使用者）

自転車置場の使用者は、グリフィン横浜・桜木町管理組合と自転車置場使用登録同意書を締結した占有者（区分所有者及び賃借者以下、「使用者」という。）に限る。

（１）上記の使用者以外の第三者またはその住居部分を譲渡した場合は自転車置場の専用使用権は消滅する。

第 2 条（使用の条件）

自転車置場を使用するものは、管理組合と所定の使用契約書（自転車置場使用登録同意書）を締結し、自転車には必ず交付されたシールを貼付しておくこと。管理組合及び理事会はシール未貼付の自転車が自転車置場に駐輪されている場合、放置自転車として、その持ち主に撤去を要請する等必要な措置講じることができる。

シール未貼付により、管理組合及び理事会より撤去等の措置を取られた場合も、使用者は管理組合及び理事会に対して一切の責任を問うことはできないものとする。

第 3 条（使用料）

本自転車置場の使用は有償とし、その使用料・納入方法は使用契約書記載のとおりとする。また、契約時 6 ヶ月/12 ヶ月/24 ヶ月分の一括支払いとし、解約時未経過使用月数を清算する。ただし、解約時の使用期間が 1 ヶ月に満たない場合でも、当該使用料は月割計算とする。

尚、支払に伴う手数料等は使用者負担とする。

第 4 条（遵守事項）

自転車置場を利用する者は、以下の項目を遵守すること。

（１）自転車置場の使用者は、車路及び敷地内は徐行運転を遵守し指定されている区画に整然と自転車を駐輪すること。

（２）敷地内及び自転車置場内に表示されている指示に従い、また周囲の状況をよく把握するなどの安全面での注意を怠らないこと。

（３）火災・爆発等の恐れがあるもの及び危険物や悪臭を発する物などを積載した自転車は駐輪してはならない。

（４）自転車置場には、自転車以外のいかなる物品も放置してはならないこと。

（５）他の人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

（６）自転車を離れる時は、鎖錠等の施錠を確認し盗難及び損傷防止に注意すること。

（７）敷地内においては、歩行者並びに退場車を最優先すること。

（８）前各号に掲げる他、管理者の指示に従うこと。

第 5 条（管理者への通知）

自転車置場内の施設器具並びに他の自転車等を破損した時は、直ちに管理者に連絡し、その旨の指示に従うこと。

第 6 条（免責事項）

敷地内での衝突・接触事故あるいは盗難事故等に関する責任は、使用者が負うものとし、管理者及び管理会社は一切の責任を負わない。

第 7 条（空きの区分設定）

自転車置場に空き区画が発生した場合、速やかに利用希望者を公募する。管理組合は本細則に基づき自転車置場の専用使用権を次の優先順位により設定することができる。

この場合、公募し申し込み順により決定する。

（１） 新たに使用（ １ 台目）を希望する区分所有者等。

（２） ２ 台目以上を使用する区分所有者等。

第 8 条（損害賠償）

使用者が故意又は過失により自転車置場、他の者の自動車に損害を与えたとき又は人間に傷害を与えたときは、その損害･傷害を賠償しなければならない。

第 9 条(細則の周知)

住居部分を第三者に譲渡（贈与も含む）または賃貸する場合には、前条 1 条から 8 条までの事項を譲受人または賃貸人に対して周知継承させるものとする。

第 10 条（細則外事項）

この細則に定めのない事項は、法令及び管理規約の定めるところによるほか、理事会の決定するところによる。

第 11 条（細則の改廃等）

本自転車置場使用細則の変更及び廃止は、総会の決議を経なければならない。

附　　則

この細則は平成 21 年 11 月 21 日より効力を発する。

2019 年 7 月 21 日　（第 3 条、7 条）改定　駐輪場の活用・使い勝手向上のため